

市第94号議案 平成29年度横浜市一般会計補正予算(第5号)(関係部分)

平成29年度12月補正予算概要について

1 一般会計 補正額合計<<増額補正>>

(単位:千円)

款項目	事業名称	補正額	財源内訳					補正理由
			国	県	負担金等	市債	一般財源	
7款7項5目	市営斎場利用環境向上等事業費	78,000	0	0	78,000	0	0	斎場の利用環境向上等の実施に伴う補正

(1)市営斎場利用環境向上等事業について

市営斎場で発生する残骨灰の売払いにより得られる新たな収入(斎場資源物等売払収入)を、これまで一般財源では対応できなかったもののうち、斎場利用者が直接利用するものや供養の意を表すものに限定して使用し、斎場の利用環境向上等を図ります。

ア「残骨灰」とは

市営斎場での火葬に伴い排出される焼却灰、集じん灰、炉床保護剤、義骨等金物(医療用器具)等です。

残骨灰の中には、小さな焼骨の一部(残骨)も含まれています。

また、残骨灰の中に含まれている「歯の治療等で使用された有価金属(金・銀等)」は、残骨灰を精製することで抽出することができます。

イ 経過

(ア) 本市では従来、残骨灰を「残骨」と「その他」に分別し、それぞれ適正に処理することを条件とし、有償で処理業務を委託してまいりました。

(イ) 29年度においては、残骨灰に含まれる有価金属(金、銀等)の取り扱いに関する契約の透明性・公平性を確保するため、他都市の動向なども参考に、契約方法の見直しを検討してまいりました。

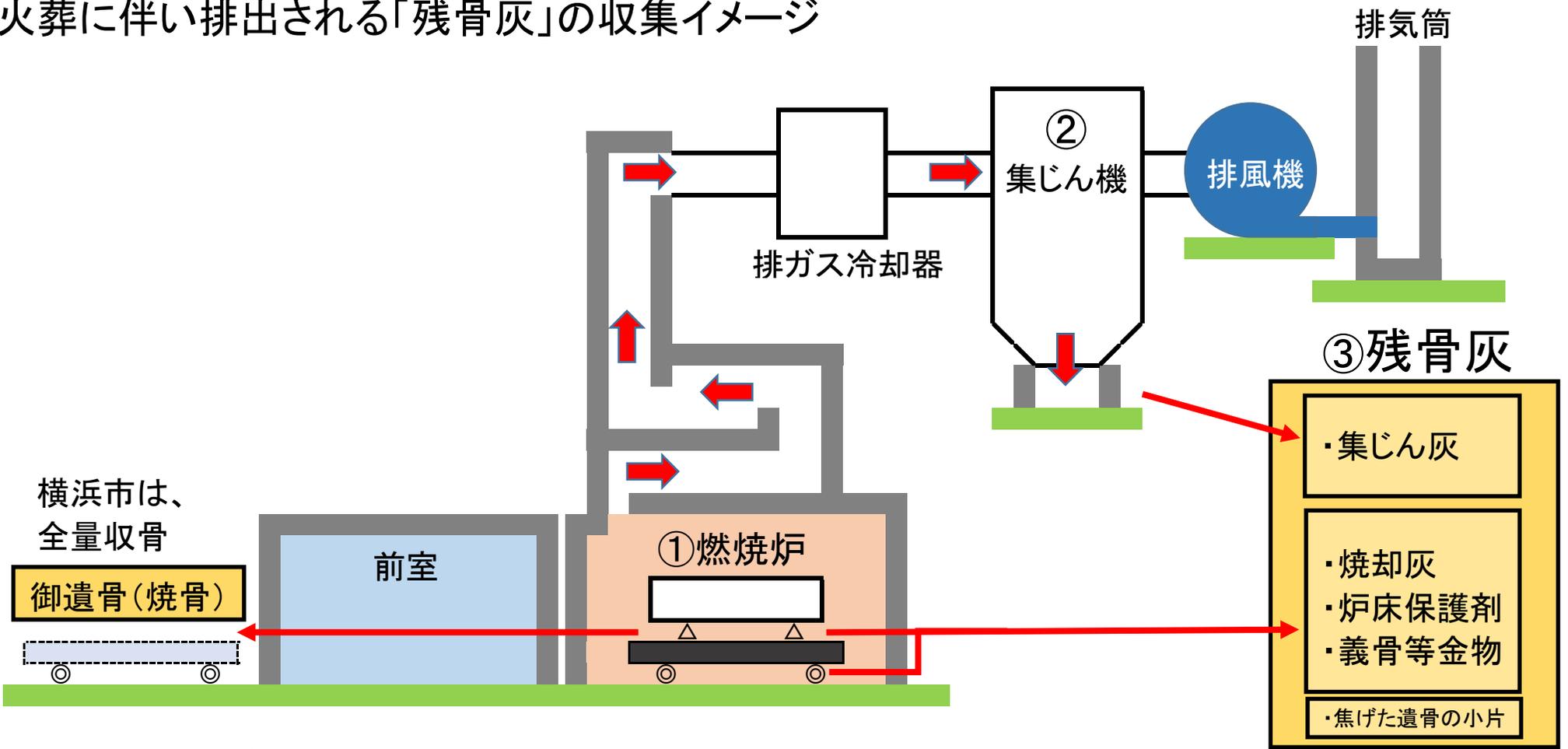
(ウ) その結果、残骨灰に含まれる有価金属(金、銀等)の抽出を前提とし、残骨灰に含まれる「残骨」は墓地等に適正に埋葬及び供養すること等を条件とした売払契約に29年6月から変更しました。

ウ 歳出内訳

事業費:7,800万円(財源は全額、斎場資源物等売払収入)

トイレ洋式化(戸塚斎場の一部)、休憩室等の備品更新(戸塚斎場)、休憩室壁紙更新(南部斎場)、観葉植物の設置(全斎場)

火葬に伴い排出される「残骨灰」の収集イメージ



《墓地等に埋葬・供養》



※ 職員が同席しました。

《遺骨の小片》

《焼却灰・集じん灰を精製し、抽出》

《廃棄処理》

④【分別】

